

(参考資料)

平成23年5月16日
文化庁文化財部長決定
平成31年4月1日一部改正
文化庁審議官決定

ミュージアム・エデュケーション研修実施要項

1. 趣旨

博物館の学芸担当者等に対し、博物館における教育普及を企画・運営するために必要な専門的知識及び技能を習得する研修を実施し、その資質の向上を図る。

2. 主催

文化庁

3. 研修期間

年2回、計5日間の研修とする。

4. 受講対象

- ①博物館に勤務する学芸担当職員
- ②博物館における教育普及に関心のある者で、文化庁が特に受講を認める者

5. 受講生の決定

受講生の募集は都道府県教育委員会を通じて行い、文化庁は都道府県教育委員会が推薦する者の中から受講生を選考・決定し、都道府県教育委員会に通知するものとする。

6. 修了証書の交付

当該年度のすべての課程を履修した者には、文化庁から修了証書を交付する。

7. その他

研修の内容その他の実施に関わる詳細については、別に設置する企画運営会議の意見を踏まえて定める。